

## 平成27年度 後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成27年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

### 保険料の納付方法

保険料は、介護保険料とともに

もに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。詳細については、納付通知書をご確認ください。

### ▼口座振替

保険料の納付は、納め忘れ

のない口座振替が便利です。納付通知書記載の金融機関や市役所窓口で手続きできますのでご利用ください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて、金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりませんのでご注意ください)。

※特別徴収から口座振替(本人または親族などの口座)に納付方法を変更できません。詳細については、お問い合わせください。

## 8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在利用している被保険者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。

### 被保険者証の有効期間

新しい被保険者証の有効期間は8月1日から平成28年7月31日までです。新しい被保険者証が届いた

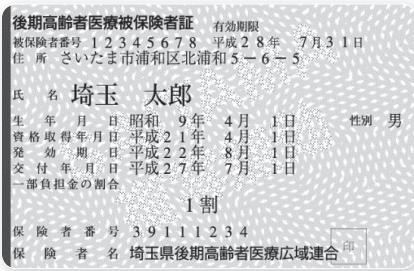
ら、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。

### ▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は、保険年金課に返却、または、個人で処分をお願いします。

### 被保険者証の自己負担割合の判定

自己負担割合(1割または3割)の判定は、前年の所得



▲後期高齢者医療被保険者証イメージ(紫色)

状況に応じて毎年行いますので、被保険者証の負担割合が変更となる場合があります。※住民税課税所得14.5万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、被保険者全員が3割負担となります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続きはお済みですか？

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療を受けるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、同一月内における同一医療機関の医療費、食事代の負担が軽減されます。

現在利用している認定証の有効期限は7月末までです。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中旬に簡易書留郵便で郵送します。

※申請方法などの詳細については、お問い合わせください。

| 所得区分         | 外来<br>(個人ごと) | 入院+外来<br>(世帯合算)                                          |
|--------------|--------------|----------------------------------------------------------|
| 現役並み所得者      | 44,400円      | 80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)<br>※4回目から44,400円 |
| 一般           | 12,000円      | 44,400円                                                  |
| 低所得Ⅱ<br>(※1) | 8,000円       | 24,600円                                                  |
| 低所得Ⅰ<br>(※2) |              | 15,000円                                                  |

※上記太枠内(低所得Ⅰ・Ⅱ)に減額されるためには申請が必要です。

(※1) 低所得Ⅱ  
世帯全員が住民税非課税の人

(※2) 低所得Ⅰ  
世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が0円(年金収入の場合は80万円以下の人)の人

## 保険料額の算定方法

均等割額  
42,440円

所得割額  
賦課のもととなる所得金額×所得割率8.29%

### 保険料額(年額)

限度額57万円

※賦課のもととなる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額・所得割額の軽減措置が設けられています。

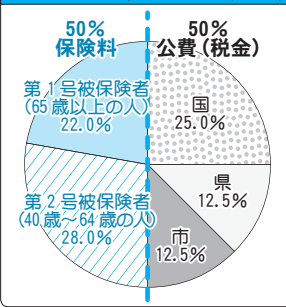
## 平成27年度

## 介護保険料の納付について

## 第6期介護保険料

第6期介護保険事業計画では、平成27年度から平成29年度までの3年間に要する介護保険給付費を103億4300万円、地域支援事業を4億1600万円と見込んでいます。

このうち、50%を公費で負担し、残りの50%を40歳以上の介護保険被保険者のみなさんに負担していただきます。

介護保険給付費の  
財源内訳(在宅の場合)

なお、介護サービスが必要とする要支援・要介護認定者の増加や介護保険サービス利用の増加、第1号被保険者の負担割合が21%から22%になったことにより、第6期の保険料は、基準額で前期に比べ11・9%の増額となる5万6400円になりました。

## 保険料の納付方法

## ▼特別徴収(年金天引き)の人

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・平成28年2月の全6回)

対象 つぎの要件すべてに該当する人

①平成27年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人

②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

## ▼普通徴収(年金天引き以外)の人

介護保険料納付通知書を郵送します。

納期 7月から平成28年2月までの毎月(全8回)

納付方法 介護保険料納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。

介護保険負担割合証を  
発送します

要支援・要介護の認定を受けた人全員に利用者の負担(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に特定記録郵便で郵送します。

8月以降に介護サービスを受けるときは、介護保険被保

険者証に加え、「介護保険負担割合証」を介護サービス業者に提出してください。

## ▼つぎ要件のすべてに該当する場合

①65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上の人

②年金の収入金額と年金以外の合計所得金額が、単身の場合は280万円以上の人、65歳以上の人が2

人以上いる世帯の場合は346万円以上の人

※利用者の負担額には月額の上限額(高額介護サービス費)があるため、実際の負担は自己負担が2割になった人が必ずしも2倍になるとは限りません。詳細については、「介護保険負担割合証」同封のちらしを参照、または、お問い合わせください。

## 平成27年度 所得段階別介護保険料

| 所得段階 | 対象                                                                    | 基準額<br>×調整率 | 年額保険料   |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人 | 0.45        | 25,300円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の人                        | 0.75        | 42,300円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える人                              | 0.75        | 42,300円 |
| 第4段階 | 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人                    | 0.90        | 50,700円 |
| 第5段階 | 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の人                                   | 1.00        | 56,400円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の人                                          | 1.20        | 67,600円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上190万円未満の人                                   | 1.30        | 73,300円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間190万円以上290万円未満の人                                   | 1.50        | 84,600円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税者で合計所得金額が年間290万円以上の人                                          | 1.70        | 95,800円 |

※合計所得金額:「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額をいいます。

※課税年金収入額:税法上課税対象の収入となる「公年金等(国民年金、厚生年金、共済年金など)」をいいます。なお、障害年金、遺族年金は非課税のため、これには含まれません。